

熊本地方最低賃金審議会委員名簿

第55期 (令和7年4月1日～令和9年3月31日)

熊本労働局

(令和7年10月16日現在)

区分	氏名	現職
公益代表委員	いずみ 泉 じゅん 潤	熊本日日新聞社 論説顧問
	◎倉田 かよ 賀世	熊本大学法学部 教授
	すさ 諏佐 マリ	熊本大学法学部 准教授
	ほんだ ○本田 さとし 悟士	熊本県弁護士会 会長 弁護士
	もりぐち 森口 ちひろ 千弘	熊本学園大学社会福祉学部 准教授
労働者代表委員	かとう 加藤 さとし 智志	全日本自動車産業労働組合総連合会 熊本地方協議会議長
	さいとう 齊藤 ともひろ 智洋	日本労働組合総連合会 熊本県連合会副事務局長
	にし 西 ひろつぐ 広継	UAゼンセン熊本県支部 支部長
	はなおか 花岡 くみこ 久美子	日本労働組合総連合会 熊本県連合会県南地協事務局長
	やまもと 山本 ひろし 寛	日本労働組合総連合会 熊本県連合会会長
使用者代表委員	いわた 岩田 かよ 圭代	株式会社岩田コーポレーション 監査役
	いわなが 岩永 ひでのり 秀則	熊本県経営者協会 専務理事
	うらた 浦田 りゅうじ 隆治	熊本県商工会連合会 専務理事
	はらやま 原山 あひきろ 明博	熊本県商工会議所連合会 専務理事
	やました 山下 まなぶ 学	株式会社野田市電子 取締役事業部長

(注) ◎は会長、○は会長代理である

(五十音順・敬称略)

令和7年10月30日

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会
熊本県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 本田 悟士

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月22日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

- 1 公益代表委員
泉 潤、 本田 悟士、 森口 千弘
- 2 労働者代表委員
小材 和博、 西川 和敏、 峯 哲一
- 3 使用者代表委員
原山 明博、 山下 学、 前田 隆

別紙

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主
要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業
又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組
線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、
袋詰め、箱詰め又はこん包の業務（これらの業務のうち流れ作業で行
う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,063円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日

令和7年10月14日

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶
製造・修理業、舶用機関製造業
最低賃金専門部会
部会長 諏佐 マリ

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶
用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月22日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

- 1 公益代表委員
倉田 賀世、 諏佐 マリ、 本田 悟士
- 2 労働者代表委員
宇土 龍二、 加藤 智志、 馬場 清治
- 3 使用者代表委員
岩永 秀則、 小島 徹、 田尻 雅浩



別紙

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,074円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日

熊劳発基 1015 第 1 号
令和 7 年 10 月 15 日

熊本県知事
木村 敬 殿

熊本労働局長
金谷 雅也

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（協力依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の「熊本県最低賃金」の改正につきましては、熊本地方最低賃金審議会（会長 倉田賀世）において、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）」に配意しつつ、中央最低賃金審議会から示された目安額（熊本県の場合：64 円の引上げ）を参考に、最低賃金法 9 条第 2 項による 3 要素※1 を総合的に勘案しながら慎重かつ真摯な調査審議が行われた結果、令和 7 年 9 月 4 日、現行の時間額 952 円から 82 円引上げた時間額 1,034 円、発効日については令和 8 年 1 月 1 日とすることが適当である旨の答申がなされました。

※1 3要素・・・①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力

このため、上記の答申を踏まえ、本職は熊本県最低賃金を時間額 1,034 円に改正することを決定し、10 月 2 日に官報公示を行い、現在来年 1 月 1 日の発効に向けて広く周知を行っているところです※2。

※2 改正最低賃金額等の周知につきましては、令和 7 年 10 月 3 日付け熊劳発基 1003 第 1 号「熊本県最低賃金の改正に係る周知広報について」で依頼させていただいております。)

令和 7 年度の熊本県最低賃金の改正等は以上のとおりですが、本年度の熊本地方最低賃金審議会における調査審議で「最低賃金を引き上げていくためには、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であること」については全委員が共通の認識でした。

このため、令和 7 年 9 月 22 日に、熊本地方最低賃金審議会から本職に対し「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」の建議が行われたところです（別

添1参照)。

熊本労働局におきましては、本建議を踏まえ、県内の経済団体、労働団体等と連携し、業務改善助成金をはじめとする各種助成金、補助金、融資の受給や各種税制の活用による生産性向上等の支援、価格転嫁対策、「年収の壁」への支援などに一層取り組んでいくこととしております。

一方、本建議では、記の1（生産性向上等の支援について）の（4）において「熊本県においても政府が示す交付金等を最大限活用するなど支援策の更なる充実が図られるよう、働きかけを行うこと。」並び記の2（価格転嫁対策等について）の（2）において「県内16団体で締結されている「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づく取組を引き続き連携して行うこと。」及び（4）において「県内の地方公共団体が行う契約においても、官公需法に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約基本方針（令和7年4月22日閣議決定）」（別添2参照）に沿って、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労務者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮することについて働きかけを行うこと。また、複数年度にわたる物件及び役務の契約についても、受注者からの申出がなくとも年に1回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかけを行うこと。」ということも盛り込まれております。

つきましては、貴県におかれましては、現在4つの生産性向上等の支援策を実施しているところですが、政府が示す交付金等を活用するなど支援策の更なる充実をご検討いただきますと幸いです。

あわせて、価格転嫁対策につきましては、令和5年12月19日、貴県と当局も含め関係の16機関・団体で締結された「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づき、引き続き取組の推進をお願いするとともに、県が行う契約においても、官公需法に基づく契約の基本方針に沿った最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しの実施及び複数年度にわたる契約についても、年1回以上の協議の実施について特段の配慮を行っていただきますようお願い申し上げます。

本取組の趣旨を御理解賜りますとともに、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

熊 貨 審 発 第 18 号
令 和 7 年 9 月 22 日

熊 本 労 働 局 長
金 谷 雅 也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会 長 倉 田 賀 世

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（建議）

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第21条の規定に基づき建議する。

記

1 生産性向上等の支援について

- (1) 可能な限り多くの県内企業が、政府の掲げる生産性向上等の支援策や経営支援策を活用できるよう、引き続き周知広報の徹底を図ること。
- (2) 令和7年9月から拡充された「業務改善助成金」並びに「ものづくり補助金」、「IT補助金」及び「省力化補助金」が十分に活用されるよう周知広報を徹底すること。併せて、最低賃金引き上げの影響をより強く受ける中小企業・小規模事業者が、これらを容易に活用できるよう、要件の緩和や手続きの負担軽減を推進すること。
- (3) 上記(2)を踏まえ、熊本県版の「令和7年度 賃金引き上げ支援パッケージ」の改定を行うとともに、内容を一層充実させ、周知を図ること。
- (4) 熊本県においても政府が示す交付金等を最大限活用するなど支援策の更なる充実が図られるとともに、県内の市町村においても地域の実情に応じた支援策が講じられるよう、働きかけを行うこと。

2 価格転嫁対策等について

- (1) 令和8年1月1日から施行予定の「中小受託取引適正化法（下請法改正）」について

周知を図るとともに、施行後、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施すること。

- (2) 県内 16 団体で締結されている「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づく取組を引き続き連携して行うこと。
- (3) 官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底を図り、とりわけ、弱い立場に置かれたがちな中小企業・小規模事業者の取引条件改善を後押しすること。
- (4) 県内の地方公共団体が行う契約においても、官公需法に基づく「令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約基本方針（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定）」に沿って、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労務者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮することについて働きかけを行うこと。

また、複数年度にわたる物件及び役務の契約についても、受注者からの申出がなくとも年に 1 回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかけを行うこと。

3 「年収の壁」への支援について

社会保険関係の「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ（キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース・短時間労働者労働時間延長支援コース）、社会保険適用促進手当、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化など）」の一層の活用を図ること。

以上

令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

〔 令 和 7 年 4 月 22 日
閣 議 決 定 〕

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第4条第3項の規定に基づき、令和7年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針を別紙のとおり定める。

令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針【抜粋】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な価格転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人物費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記(2)に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人物費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人物費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人物費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日策定。以下「労務費の指針」という。)の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し国等から少なくとも年に1回以上の協議を行うよう努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

熊劳発基 1028 第 1 号
令和 7 年 10 月 28 日

熊本市長
大西一史 殿

熊本労働局長
金谷雅也

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（協力依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の「熊本県最低賃金」の改正につきましては、熊本地方最低賃金審議会（会長 倉田賀世）において、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）」に配意しつつ、中央最低賃金審議会から示された目安額（熊本県の場合：64 円の引上げ）を参考に、最低賃金法 9 条第 2 項による 3 要素※1 を総合的に勘案しながら慎重かつ真摯な調査審議が行われた結果、令和 7 年 9 月 4 日、現行の時間額 952 円から 82 円引上げた時間額 1,034 円、発効日については令和 8 年 1 月 1 日とすることが適当である旨の答申がなされました。

※1 3要素・・・①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力

このため、上記の答申を踏まえ、本職は熊本県最低賃金を時間額 1,034 円に改正することを決定し、10 月 2 日に官報公示を行い、現在来年 1 月 1 日の発効に向けて広く周知を行っているところです※2。

※2 改正最低賃金額等の周知につきましては、令和 7 年 10 月 3 日付け熊劳発基 1003 第 1 号「熊本県最低賃金の改正に係る周知広報について」で依頼させていただいております。)

令和 7 年度の熊本県最低賃金の改正等は以上のとおりですが、本年度の熊本地方最低賃金審議会における調査審議で「最低賃金を引き上げていくためには、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であること」については全委員が共通の認識でした。

このため、令和 7 年 9 月 22 日に、熊本地方最低賃金審議会から本職に対し「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」の建議が行われたところです（別

添1参照)。

熊本労働局におきましては、本建議を踏まえ、県内の経済団体、労働団体等と連携し、業務改善助成金をはじめとする各種助成金、補助金、融資の受給や各種税制の活用による生産性向上等の支援、価格転嫁対策、「年収の壁」への支援などに一層取り組んでいくこととしております。

一方、本建議では、記の1（生産性向上等の支援について）の（4）において「県内の市町村においても地域の実情に応じた支援策が講じられるよう、働きかけを行うこと。」及び記の2（価格転嫁対策等について）の（4）において、「県内の地方公共団体が行う契約においても、官公需法に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約基本方針（令和7年4月22日閣議決定）」（別添2参照）に沿って、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労務者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮することについて働きかけを行うこと。また、複数年度にわたる物件及び役務の契約についても、受注者からの申出がなくとも年に1回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかけを行うこと。」ということも盛り込まれております。

つきましては、貴市におかれましても、地域の実情に応じた支援策が講じられますようご検討いただきますと幸いです。

本取組の趣旨を御理解賜りますとともに、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

熊 貨 審 発 第 18 号
令 和 7 年 9 月 22 日

熊 本 労 働 局 長
金 谷 雅 也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会 長 倉 田 賀 世

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（建議）

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第21条の規定に基づき建議する。

記

1 生産性向上等の支援について

- (1) 可能な限り多くの県内企業が、政府の掲げる生産性向上等の支援策や経営支援策を活用できるよう、引き続き周知広報の徹底を図ること。
- (2) 令和7年9月から拡充された「業務改善助成金」並びに「ものづくり補助金」、「IT補助金」及び「省力化補助金」が十分に活用されるよう周知広報を徹底すること。併せて、最低賃金引き上げの影響をより強く受ける中小企業・小規模事業者が、これらを容易に活用できるよう、要件の緩和や手続きの負担軽減を推進すること。
- (3) 上記(2)を踏まえ、熊本県版の「令和7年度 賃金引き上げ支援パッケージ」の改定を行うとともに、内容を一層充実させ、周知を図ること。
- (4) 熊本県においても政府が示す交付金等を最大限活用するなど支援策の更なる充実が図られるとともに、県内の市町村においても地域の実情に応じた支援策が講じられるよう、働きかけを行うこと。

2 価格転嫁対策等について

- (1) 令和8年1月1日から施行予定の「中小受託取引適正化法（下請法改正）」について

周知を図るとともに、施行後、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施すること。

- (2) 県内 16 団体で締結されている「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づく取組を引き続き連携して行うこと。
- (3) 官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底を図り、とりわけ、弱い立場に置かれたがちな中小企業・小規模事業者の取引条件改善を後押しすること。
- (4) 県内の地方公共団体が行う契約においても、官公需法に基づく「令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約基本方針（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定）」に沿って、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労務者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮することについて働きかけを行うこと。

また、複数年度にわたる物件及び役務の契約についても、受注者からの申出がなくとも年に 1 回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかけを行うこと。

3 「年収の壁」への支援について

社会保険関係の「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ（キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース・短時間労働者労働時間延長支援コース）、社会保険適用促進手当、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化など）」の一層の活用を図ること。

以上

令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

〔 令和7年4月22日
閣議決定 〕

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第4条第3項の規定に基づき、令和7年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針を別紙のとおり定める。

令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針【抜粋】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な価格転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人物費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記(2)に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人物費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人物費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人物費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日策定。以下「労務費の指針」という。)の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し国等から少なくとも年に1回以上の協議を行うよう努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。